

# 福祉

**市障害者扶助料  
市遺児手当受給者の方  
手当を振り込みました**

# 相談

記帳などで確認し、振り込みがない場合は、至急連絡してください。  
また、次回分からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参し地域福祉グループで手続きをしてください。

いきいき広場内地域福祉グループ  
相談日 每月第2金曜日 午後  
ところ 市役所1階相談室  
問合せ先 **市民生活グループ**  
☎ 521-1111 (内線264)

児童や高齢者の虐待、差別など市民の基本的人権が侵害されることのないよう監視し、もしこれが侵害された場合に、速やかに適切な処置をとるため、市では法務大臣から委嘱されたり人の委員が相談を受けています。

## 人権相談

10月15日(月)～21日(日)は行政相談週間です。  
行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受けた、皆さんの身近な相談員です。問題を解決するた

## 行政相談

◆巡回相談  
とき 每月第2水曜日 午後1時～4時  
相談時間 午前9時～午後5時30分(土・日曜日・祝日・年末始を除く)  
専用電話 ☎ 0564-266-6100

悪徳商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブルを解決するため、専門の相談員が相談に応じて、助言などを行います。  
相談は無料、秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

◆一般相談  
ところ 市役所1階相談室  
問合せ先 **市民生活グループ**  
☎ 521-1111 (内線264)

いきいき広場内地域福祉グループ  
相談日 每月第2金曜日 午後  
ところ 市役所1階相談室  
問合せ先 **市民生活グループ**  
☎ 521-1111 (内線264)

め、相談に応じて、助言などを行います。  
相談は無料、秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

**相談方法** 西三河事務所職員が高浜市へ出向き、相談に応じます。

## 行政書士による 無料相談会

**相談日** 每月第1木曜日 午後  
**ところ** 市役所1階相談室  
**問合せ先** **市民生活グループ**  
☎ 521-1111 (内線264)

**相談方法** 西三河事務所職員が高浜市へ出向き、相談に応じます。

**相談日** 每月第1木曜日 午後  
**ところ** 市役所1階相談室  
**問合せ先** **西三河県民事務所産業労働課**  
☎ 0564-271-2782

**相談方法** 西三河事務所職員が高浜市へ出向き、相談に応じます。

広範囲な行政手続きについて、専門家が相談に応じます。相続、贈与、売買、遺言、債権債務、新会社への対応、農地転用都市開発、自動車登録車庫証明、保健所届出などについての無料相談会を開催します。

## 各種申請書などの作成は行政書士へ

行政書士会の会員でない者が、他人の依頼を受け、報酬を得て業務を行うことは法律で禁止されています。官公署に提出する書類の作成を依頼するときは、注意してください。

行政書士は、行政書士法に基づき次の業務を行っています。  
・官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類の作成  
・書類を官公署に提出する手続きの代理

**相談内容** 解雇、賃金、退職金、労働時間、就業規則、労働契約、人間関係などのあらゆる労働問題

**相談方法** 西三河県民事務所へ来庁または電話

**問合せ先** **県行政書士会碧海支部**  
☎ 41-8081

**相談内容** 解雇、賃金、退職金、労働時間、就業規則、労働契約、人間関係などのあらゆる労働問題

**相談方法** 西三河県民事務所へ来庁または電話

**問合せ先** **県行政書士会**  
☎ 052-931-4068

**善意をありがとうございました**  
(敬称略)

**社会福祉協議会へ**  
・吳竹町町内会・屋敷町町内会  
・グループホームひだまり  
の家  
・杉浦峰亘  
・合資会社不二商会

